

Ⅱ 国民経済計算の見方・使い方

第1章 国民経済計算フロー編

(1) 統合勘定について

フローの統合勘定は、モノ（財貨・サービス）の取引の結果とカネ（所得及び金融資産・負債）の流れの結果とを記録するものであって、一定期間における一国の経済活動の結果を総括したものである。

1) 国内総生産と総支出勘定

- ① 勘定の借方（上段）は、国内経済活動における付加価値総額を市場価格によって評価したもの（国内総生産）である。付加価値を雇用者報酬、営業余剰・混合所得、生産・輸入品に課される税及び補助金（控除）に分けて表章している。

これらのうち、雇用者報酬、営業余剰・混合所得、生産・輸入品に課される税－補助金は所得発生（受取）として国民可処分所得と使用勘定における貸方（受取）にも計上されている。なお、統計上の不突合は借方に示される。

- ② 勘定の貸方（下段）は、国内生産物に対する支出の総額を市場価格によって評価したもの（国内総支出）である。構成項目としては、消費支出として民間及び政府最終消費支出（また、消費概念が二元化されているため、家計及び政府現実最終消費を再掲）、投資支出として国内総固定資本形成（及び内訳としての無形固定資産）及び在庫品増加に加え、海外から国内生産物に対して行われる支出として財貨・サービスの輸出及び輸入（控除）が示されている。これらは、それぞれ残りの3勘定の需要構成項目として借方（上段）（輸入は貸方）に計上されている。

なお、総生産（総支出）は国内概念で記されているが、民間最終消費支出は国民概念になっていることに注意する必要がある。これに伴う概念差は輸出（入）が国民概念で記されていることにより調整されている。

- ③ 欄外項目として示されている国民総所得を求めるためには、海外からの所得（雇用者報酬・財産所得）の受取を加算し、海外に対する所得（雇用者報酬・財産所得）の支払を控除する必要がある。

なお、国内総支出については、その詳細が主要系列表1として作成されている。

2) 国民可処分所得と使用勘定

- ① 当勘定は制度部門別所得支出勘定を統合することによって得られる。したがって各項目の内訳については(2)制度部門別所得支出勘定の項で説明する。
- ② 制度部門別所得支出勘定において、家計部門の雇用者報酬は国民概念になっており、国内発生分と海外からの雇用者報酬（純）の和となっているが、当勘定においては、国内で発生した雇用者報酬（国内概念）と海外からの雇用者報酬（純）に分割される。同一の雇用者報酬という用語が、当勘定では国内概念で、制度部門別所得支出勘定では国民概念（ただし、一国経済（1）所得の発生勘定は国内概念）で用いられていることに注意する必要がある。
- ③ 営業余剰・混合所得は各制度部門の和になる。
- ④ 制度部門別所得支出勘定の移転項目を統合すると、国内部門間の移転は相殺され、海外部門との移転のみが残り、海外からの財産所得（純）と海外からのその他の經常移転（純）とが区別して表章されている。
- ⑤ 生産・輸入品に課される税と補助金は、一般政府の所得支出勘定の計数に一致する。
- ⑥ 国民可処分所得／国民調整可処分所得は、各制度部門の可処分所得の和に等しい。
- ⑦ 欄外項目として要素費用表示及び市場価格表示の国民所得が計上されているが、前者は国内で発生した雇用者報酬、営業余剰・混合所得に、海外からの雇用者報酬、財産所得の受取分（純）を加算した額であり、後者は、その要素費用表示の国民所得に生産・輸入品に課される税－補助金を加算した額である。
なお、国民所得及び国民可処分所得に関する詳細は主要系列表 2 として作成されている。

3) 資本調達勘定

- ① 制度部門別資本調達勘定を統合したものであり、それぞれの対応する項目を統合することにより得られる。制度部門別資本調達勘定における土地の購入（純）については、相殺されている。

- ② 実物取引勘定の借方には、国内総固定資本形成、固定資本減耗（控除）、在庫品増加及び海外に対する債権の変動が計上され、貸方には、貯蓄、海外からの資本移転等（純）及び統計上の不突合が計上されている。

なお、各制度部門における貯蓄投資差額の和は海外に対する債権の変動から統計上の不突合を差し引いたものに等しくなっている。また資本移転には海外からの資本移転等（純）のみが計上されている。これは、国内の資本移転は統合することにより相殺されるためである。

- ③ 金融取引勘定においては、海外との取引のみが、対外資産の変動、対外負債の変動として計上され、海外に対する債権の変動がバランス項目となっている。これは、国内の金融取引は統合されることにより相殺され、海外との取引のみが残ることによるものである。

なお、各制度部門における資金過不足の和が、海外に対する債権の変動に等しい。

4) 海外勘定

海外勘定においては、国全体の海外取引が計上されており、海外の視点から記録されている。取引は経常取引・資本取引・金融取引に区分して示されている。当勘定は、「海外勘定」表の簡略表であり、詳細は付表 19「海外勘定」において表章される。

(2) 制度部門別所得支出勘定について

所得支出勘定は、生産活動の結果生み出された付加価値（固定資本減耗を含めた総ベースと除いた純ベースがある）が雇用者報酬、営業余剰・混合所得、生産・輸入品に課される税及び補助金というかたちで、財産所得とともに制度部門別にどのように配分されたか、制度部門別に社会負担・給付等の現金移転の受払いや、現物移転がどのように行われたかを表す。更に、このような分配・再分配の結果である可処分所得が消費支出と貯蓄にどのように配分されたかを、五つの制度部門別（非金融法人企業・金融機関・一般政府・家計（個人企業を含む）・対家計民間非営利団体）に表す。

すなわち、所得の分配と使用を制度部門別に記録する勘定である。

各制度部門別勘定はバランス項目としての貯蓄を通じて制度部門ごとに資本調達勘定に接合されている。

勘定の貸方（受取）には、要素所得としての雇用者報酬、営業余剰・混合所得、財産所得及び経常移転が示され、借方（支払）には、最終消費支出、移転項目（財産所得、その他の所得移転）及び貯蓄が示されている。

1) 要素所得

① 雇用者報酬

雇用者報酬とは、生産活動から発生した付加価値の雇用者への分配額であり、現物を含む賃金・俸給と社会保険に対する雇主の現実社会負担及び帰属社会負担からなり家計部門のみに計上される。

なお、この所得支出勘定では、海外との受け払いを調整した国民概念の雇用者報酬が計上されていることに注意を要する。

② 営業余剰・混合所得

営業余剰・混合所得は、産出額から中間投入、生産・輸入品に課される税マイナス補助金を差し引いた国内要素所得から雇用者報酬を差し引いた残余であり、非金融法人企業、金融機関及び家計（うち個人企業）の3制度部門において発生している。

③ 財産所得

財産所得は、ある経済主体が他の経済主体の所有する金融資産、土地及び著作権・特許権などの無形資産を使用する場合、その使用を原因として生ずる所得の実際の移転と帰属計算による移転であって、利子、法人企業の分配所得、海外直接投資に関する再投資収益、保険契約者に帰属する財産所得及び賃貸料の五つからなっている。これらは発生主義でとらえられ、利子、賃貸料については支払義務発生時点で、法人企業の分配所得等についても配当金の公告あるいは利潤獲得時ではなく、その支払の義務発生時点で計上している。

2) 経常移転

制度部門別所得支出勘定に示される移転には、第1次所得の配分勘定に表章される「生産・輸入品に課される税」、「補助金」と所得の第2次分配勘定に表章される「所得、富等に課される経常税」、「社会負担および給付」、「その他の経常移転」がある。

① 生産・輸入品に課される税

「生産・輸入品に課される税」は、大きく「生産物に課される税」と「生産に課されるその他の税」に分けられ、前者をさらに「付加価値型税（企業によって段階的に

徴収される財貨・サービス等に課される税等)」、「輸入関税」及び「その他（特定種類の財貨・サービス等に課される税等）」に分割している。また後者を、生産過程に用いられる土地、固定資産等に課される税に分類する。

② 所得、富等に課される経常税

「所得・富等に課される経常税」は「所得に課される税」と「その他の経常税」に分類され、関係部門に表章されている。

なお、相続税、贈与税は、「資本移転」として扱い、資本調達勘定（実物取引）において表章される。

③ 社会負担および給付

「社会給付」は「現物社会給付」と「現物社会移転以外の社会給付」に大別される。

「現物社会給付」は、現物所得の再分配勘定に表章され、「払い戻しによる社会保障給付」と「その他の現物社会保障給付」に分割されている。「現物社会移転以外の社会給付」は、「現金による社会保障給付」、「年金基金による社会給付」、「無基金雇用者社会給付」及び「社会扶助給付」に分割されている。

「社会負担」は、「現実社会負担」と「帰属社会負担」に大別される。このうち、「現実社会負担」は、雇主が社会保険制度を管理する基金に対して支払う社会負担である「雇主の現実社会負担」と雇用者本人による社会保険制度を管理する基金に対する負担である「雇用者の社会負担」に分類される。

また、支払先により、「雇主の現実社会負担」は「雇主の強制的現実社会負担」（対社会保障基金）と「雇主の自発的現実社会負担」（対年金基金）に分割される。同様に、「雇用者の社会負担」も、「雇用者の強制的社会負担」（対社会保障基金）と「雇用者の自発的社会負担」（対年金基金）に分割される。

「雇主の現実社会負担」は、雇主が雇用者の利益のために支払う性格のものであるため、まず第1次所得の配分勘定において記録し、「他に分類されない経常移転」に計上する事務費掛金を除いた額を家計が所得の第2次分配勘定において一般政府（社会保障基金）ないし金融機関（年金基金）に支払ったものとして記録している。

なお、「帰属社会負担」は、家計による二重受取を回避するために設けられた項目であり、所得の第2次分配勘定における「雇主の帰属社会負担」と同額を家計が雇主に支払ったものとして記録している。

④ その他の経常移転

その他の経常移転は、「非生命保険取引」、「一般政府内の経常移転」、「経常国際協力」、「他に分類されない経常移転」の四種類に分類される。

「非生命保険取引」は、反対給付のある（契約に基づく）支払および受取としての「非生命純保険料」と「非生命保険金」で、全制度部門にみられる。「一般政府内の経常移転」には、「中央政府→地方政府」へと移転される地方交付税交付金、義務教育費国庫負担金等、「中央政府→社会保障基金」へと移転される厚生保険特別会計、国民年金特別会計への繰入、「地方政府→社会保障基金」へと移転される補助費等からなる経常的移転が含まれる。一般政府にだけ表章されている。「経常国際協力」は、国際収支統計における、「公的部門の経常移転収支」のうち「無償資金協力」及び「国際機関分担金」と整合的な概念であり、他国に対する食料増産等援助費や経済開発援助費等の無償資金協力、国際機関に対する日本政府の分担金・拠出金の支払・回収が含まれる。

一般政府にだけ表章されている。「他に分類されない経常移転」には、上記の項目に含まれない経常移転取引が表章され、「その他の経常移転」と「罰金」からなる。「その他の経常移転」には、寄付金、負担金、家計間の仕送り・贈与金等、罰金以外の他の項目で表章されないあらゆる経常移転取引が含まれ、全制度部門にみられる。「罰金」は、「家計や企業が政府に対して支払う種々の規則違反による支払」を指し、交通反則者納金等が含まれる。関係部門に表章されている。

3) 最終消費支出及び貯蓄

以上に掲げた分配、再分配による所得の受払いに加え、さらに一般政府、家計及び対家計民間非営利団体については、最終消費支出として記録される支払があり、その結果、残余が貯蓄となる。

所得支出勘定は、五つの制度部門における所得の分配と使用に関して、その取引の段階に応じて以下の四つの勘定に分割し、詳細に記録している。

① 第1次所得の配分勘定 Allocation of primary income account

: 各制度部門が生産過程へ参加した結果として受取る所得（雇用者報酬、混合所得、営業余剰等）と共に、財産所得の支払を記録する勘定。「第1次所得バランス」をバランス項目とする。

② 所得の第2次分配勘定 Secondary distribution of income account

: 第1次所得バランスをもとに、現物社会移転を除く経常移転の受取及び支払がどのようにその制度部門の可処分所得に変換されるかを示す勘定。この勘定に支払が

記録される経常移転は、「所得、富等に課される経常税」、「社会負担及び給付（給付は、現金による社会保障給付、年金基金による社会給付、無基金雇用者社会給付及び社会扶助給付から構成される）」及び「その他の経常移転」である。これら経常移転から、バランス項目として「可処分所得」が導出される。

③ 現物所得の再分配勘定 Redistribution of income in kind account

：所得の第2次分配勘定のバランス項目である可処分所得をもとに、払い戻しによる社会保障給付、その他の現物社会保障給付、個別的な非市場財・サービスの移転からなる現物社会移転の受払を記録する勘定。

「調整可処分所得」をバランス項目とする。

④ 所得の使用勘定 Use of income account

：所得の第2次分配勘定から導き出される「可処分所得の使用勘定」と、現物所得の再分配勘定から導き出される「調整可処分所得の使用勘定」の二つからなる。前者は、「可処分所得」をもとに、最終消費支出、年金基金年金準備金の受払をそれぞれ記録し、貯蓄を導出する。後者は、「調整可処分所得」をもとに、現実最終消費と年金基金年金準備金の受払をそれぞれ記録し、貯蓄を記録する。

(3) 制度部門別資本調達勘定について

非金融法人企業、金融機関、一般政府、家計（個人企業を含む）、対家計民間非営利団体の五つの制度部門について作成され、資本蓄積の形態とそのための資金調達の源泉を示し、資産の変動を導出するものである。貯蓄を通じて所得支出勘定と接合され、国民所得勘定と資金循環勘定を結びつけると同時に、資産の変動を通じてこれらのフロー勘定とストック勘定である貸借対照表勘定とを接合する役割を果たしている。

なお、資本調達勘定は実物取引勘定及び金融取引勘定からなる。

1) 実物取引勘定

実物取引勘定は、総固定資本形成（ネットで取引を把握することが可能になるよう、固定資本減耗分を控除項目として記録している）、在庫品増加、土地の購入（純）という実物資産の蓄積の姿を示すと同時に、この蓄積のための原資をどう調達したかを明らかにする。

原資としては、①所得支出勘定における受取のうち、他の支払にあてられず残差として得られた貯蓄、②他の部門からの資産の購入のために反対給付なしに受け取る資本移転（受取－支払の純額）、からなる。この結果、原資が実物資産の蓄積を上回れば、貯蓄投資差額がプラスになり、資金を他部門で運用することになる。逆に原資が実物資産の蓄積を下回

れば、貯蓄投資差額がマイナスになり、海外を含め、他の部門から資金を調達することになる。

2) 金融取引勘定

金融資産・負債の変動が、資産・負債の項目別に作成され、「金融資産の変動の合計」と「負債の変動の合計」との差額が「資金過不足」として計上される。概念的には、各制度部門の貯蓄投資差額と資金過不足とは一致するものであり、金融取引勘定は、原資と実物資産の蓄積の差である資金の運用や調達の内訳を、金融資産・負債の項目別に示したものとなる。

3) 統合勘定における資本調達勘定との関係

各制度部門の資本調達勘定を国全体に積み上げたものが、統合勘定における資本調達勘定であるが、以下の点が異なる。

- ① 土地の売買は、居住者間で行われるので、制度部門別勘定では部門間の土地売買として、「土地の購入（純）」として計上されているが、国全体では「土地売却＝土地購入」となるため、統合勘定においては「土地の購入（純）」は計上されていない。また、海外における土地の購入は海外勘定（資本取引）に計上され、概念上は金融資産の取得となる。
- ② 貯蓄投資バランスは「貯蓄投資差額」として計上されているが、統合勘定においては「海外に対する債権の変動」として計上されている。ただし、統計上の不突合があるため、各制度部門の貯蓄投資差額の合計と統合勘定の海外に対する債権の変動は一致しない。
- ③ 資本移転は、制度部門別勘定では、受取、支払別に居住者、海外とも計上されているが、統合勘定においては、国内部門間の資本移転は相殺されるため、海外からの資本移転のみ「海外からの資本移転（純）」として計上されている。

(4) 主要系列表について

1) 国内総支出

- ① 主要系列表 1 は、国内概念に基づき財貨・サービスの処分に対応する支出の状況

を、最終消費支出、国内総資本形成（投資）、財貨・サービスの輸出入の需要項目ごとに大別し、さらにそれらを需要項目の性質別に分割して示している。

名目、実質両系列について年度、暦年計数のみならず、四半期ごとの原系列が作成されている。項目が簡略化されてはいるものの速報ベースの計数も四半期別GDP速報（QE）として作成されている（当該四半期終了後1ヶ月と2週間程度後）。QEは四半期原系列に加え季節調整系列を公表しており、景気動向の把握などに幅広く利用されている。

- ② 構成項目の概略は次の通りである。消費支出は、民間最終消費支出と政府最終消費支出に分割され、前者はさらに家計と対家計民間非営利団体の両制度部門の支出に細分されている。

国内総資本形成は、総固定資本形成と在庫品増加に分かれ、それらはそれぞれ民間、公的両部門に細分されている。

財貨・サービスの純輸出は、財貨・サービスの輸出から財貨・サービスの輸入を控除したものである。

- ③ なお、欄外項目として名目については国民総所得、実質については国内総所得と国民総所得が表章されている。

名目については、国民総所得は、国内総支出に海外からの所得の純受取を加算したものに等しい。一方、実質については、国内総所得は、国内総支出に交易利得を加えたものに等しく、また国民総所得は、国内総所得に海外からの所得の純受取を加算したものに等しい。

- ④ 実質値は、価格の騰落による増減を除去し、数量の動き（品質の変化を含む）をとらえるために表章されており、参照年（デフレーター＝100となる年、平成12暦年）の名目値を基準として金額表示したものになっている。

- ⑤ デフレーターは、名目値を実質値で除したもの（インプリシット・デフレーター）を掲載している。ただし在庫品増加については残高値により計算している。

2) 国民所得・国民可処分所得の分配

主要系列表2は、居住者が一定期間にたずさわった生産活動によって発生した純付加価値額を生産要素別と制度部門別を折衷した分類項目で表章したものであって、制度部門別所得支出勘定の各制度部門の該当項目から組替え表示したものである。

- ① まず、雇用者報酬は所得支出勘定の家計部門の貸方にある総額を(a)賃金・俸給、(b)雇主の社会負担の二つに分類している。
- ② また財産所得は、(1)一般政府、(2)家計、(3)対家計民間非営利団体の各部門の該当項目を振替え、財産所得の純額、受取額および支払額を表章している。
- ③ さらに、企業所得は所得支出勘定の営業余剰・混合所得に財産所得の受払の差額、すなわち純財産所得を加えたものである。企業所得については、(1)民間法人企業、(2)公的企業、(3)個人企業に分類表章している。すなわち、民間法人企業所得は所得支出勘定の非金融法人企業部門と金融機関部門の民間分から導きだされており、他部門への法人企業の分配所得の受払後のものについて表章している。また、法人企業の分配所得受払前の民間法人企業所得については欄外に示されている。なお、企業所得については、すべて在庫品評価調整後で計上されている。
- ④ 個人企業について注意すべきことは、家計の受取財産所得は個人企業の営業活動による収益とみなさず、最終消費主体としての家計が受取るとみなし、前記(2)制度部門別所得支出勘定の家計部門に全額計上し、ここでは加算していないことである。
- ⑤ 以上の諸項目の合計額が国民概念の要素費用表示の純生産＝国民所得として表章されている。
- ⑥ このようにして求めた要素費用表示の国民純生産（国民所得）に、所得支出勘定の一般政府部門の受払に計上されている「生産・輸入品に課される税（控除）補助金」を加えることにより、市場価格ベースに転換して市場価格表示の国民所得を表章している。
- ⑦ 可処分所得は、制度部門別には受取った所得から経常移転支払を控除したもので、消費と貯蓄の合計に等しい。

調整可処分所得は、「可処分所得＋現物社会移転の受払」として定義され、制度部門別にみると、家計部門には「現物社会移転受取」が加わり、一般政府及び対家計民間非営利団体からは「現物社会移転支払」が除かれる。国全体としては可処分所得と同額となる。

国全体では、市場価格表示の国民所得に制度部門別所得支出勘定から求められる財産所得以外のその他の経常移転の純受取額の各制度部門総額を加算したものが国民可処分所得となる。

なお、この純受取額は、統合勘定の「海外勘定」のその他の経常移転の純受取額及び「国民可処分所得と使用勘定」に示されている海外からのその他の経常移転（純）

と一致することになる。

3) 経済活動別国内総生産

主要系列表 3 は、付表 2「経済活動別の国内総生産・要素所得」の表のうち国内総生産の動向を時系列表示したものである。ただし、国民経済計算では国内総支出をもって国内総生産とみなしているため、主要系列表 3 では付表 2 の国内総生産合計を「国内総生産（不突合を含まず）」と表示し、主要系列表 1「国内総支出」の国内総支出を「国内総生産（不突合を含む）」と表示し、両者の差額を統計上の不突合として計上している。なお、経済活動別分類は第 1-1 表のとおりである。

第 1-1 産業、政府サービス生産者及び対家計民間非営利サービス生産者の経済活動別分類

大・中分類		小分類
1.産業		1.産業
(1)農林水産業	1.農林水産業	1.農業 2.林業 3.水産業
(2)鉱業	2.鉱業	4.鉱業
(3)製造業	3.食料品	5.食料品
	4.繊維	6.繊維
	5.パルプ・紙	10.パルプ・紙
	6.化学	14.化学
	7.石油・石炭製品	15.石油・石炭製品
	8.窯業・土石製品	16.窯業・土石製品
	9.一次金属	17.鉄鋼
		18.非鉄金属
	10.金属製品	19.金属製品
	11.一般機械	20.一般機械
	12.電気機械	21.電気機械
	13.輸送用機械	22.輸送用機械
	14.精密機械	23.精密機械
	15.その他の製造業	7.衣服・身回品 8.製材・木製品 9.家具 11.出版・印刷 12.皮革・皮革製品 13.ゴム製品 24.その他の製造業
(4)建設業	16.建設業	25.建設業
(5)電気・ガス・水道業	17.電気・ガス・水道業	26.電気業 27.ガス・水道業・熱供給業

(6)卸売・小売業		18.卸売・小売業	28.卸売業 29.小売業	
(7)金融・保険業		19.金融・保険業	30.金融・保険業	
(8)不動産業		20.不動産業	31.住宅賃貸業 32.その他の不動産業	
(9)運輸・通信業		21.運輸・通信業	33.運輸業 34.通信業	
(10)サービス業		22.サービス業	35.公共サービス 36.対事業所サービス 37.対個人サービス	
2.政府サービス生産者			2.政府サービス生産者	
(1)政府サービス生産者		1.電気・ガス・水道業	1.電気・ガス・水道業	
		2.サービス業	2.サービス業	
		3.公務	3.公務	
3.対家計民間非営利サービス生産者			3.対家計民間非営利サービス生産者	
(1)対家計民間非営利サービス生産者		1.サービス業	1.教育 2.その他	

(5) 付表について

(生産活動の骨格を表わす:付表 1～付表 5)

付表 1. 財貨・サービスの供給と需要

付表 1 の「財貨・サービスの供給と需要」の表は、各財貨・サービスの産出額（生産者価格）、輸入及び運輸・商業マージンを示すことにより、購入者価格表示による総供給を明らかにすると同時に、各財貨・サービスの中間消費、国内での家計現実最終消費、総固定資本形成、在庫品増加及び輸出を示して、購入者価格表示による需要の内訳を明らかにする。

表の作成にあたって、93SNA における消費の二元化の概念を取り入れ、表頭の需要欄には政府現実最終消費（集合消費支出）及び国内家計現実最終消費の欄を加え、また後者については国内家計最終消費支出、対家計民間非営利団体最終消費支出及び政府現物社会移転（個別消費支出）に分けた。

付表 1 の計数のうち産業によって生産される財貨・サービスの供給と需要に係わる部分は、コモ法で推計され、政府サービス生産者及び対家計民間非営利サービス生産者によっ

て生産される財貨・サービスの供給と需要に係わる部分は、財政推計及び非営利推計によっている。

産出額の価格評価は、市場価格表示の生産者価格であるが、この欄について注意すべき点が二つある。第一は、「卸売・小売」及び「運輸・通信」の取扱いに関するものである。「卸売・小売」の産出額は商業マージン（販売額－仕入額）であるが、「産出額」欄には「コスト的商業マージン」（参考 1 参照）のみが計上され、「運輸・通信」の運輸も同様に、「コスト的運賃」（参考 1 参照）のみが計上されている。商品の流通に伴って発生する運賃・商業マージンは「運輸・商業マージン」欄に、取引される商品ごとに計上される。したがって、ある年の産出額の総合計は、「産出額」欄の「合計」と「運輸・商業マージン」欄の「合計」とを加えることによって得られる。

第二は、付表 1 の産出額と付表 4（V 表）の産出額（列和）とは、前述のように「運輸・商業マージン」の産出額の計上方法が異なることにより、「卸売・小売業」及び「運輸・通信業」に計上された計数が異なる。

家計現実最終消費は表示のとおり国内概念であるので、非居住者家計の国内での直接購入が含まれる。国民概念に転換するためには、居住者家計の海外での直接購入を加え、非居住者家計の国内での直接購入を差し引く必要がある。

付表 1 は、財貨・サービス別最終需要についての情報を含んでいるので、産業連関分析のための資料として用いるなどの利用方法がある。

（参考 1）コスト的商業マージン・運賃について

コスト的商業マージンの内容は、家計が購入する中古乗用車、固定資本形成での中古のバス、トラック、機械等に係わる取引マージンなどである。コスト的運賃とは、商品の生産者価格成立以前及び購入者価格成立後の輸送に係わる運賃であり、例えば漁場から生産者価格が形成される水揚地市場までの輸送コストなどがあげられる。

（コスト的商業マージン、コスト的運賃の考え方、範囲は基準年次産業連関表に準じている。）

付表 2. 経済活動別の国内総生産・要素所得

経済活動別国内総生産は、各経済活動別に生産者価格表示の産出額を推計し、これから中間投入額（原材料、燃料等の物的経費及びサービス経費等）を控除する方法、いわゆる「付加価値法」によって推計している。こうして求めた生産者価格表示の経済活動別国内総生産から固定資本減耗を控除して生産者価格表示の国内純生産を求め、次いでこれから生産・輸入品に課される税（控除）補助金（生産・輸入品に課される税マイナス補助金）を控除して国内要素所得を推計する。さらに、これから、別途推計した雇用者報酬を控除

して、営業余剰・混合所得を求める。

(注) 93 SNAにおいて、生産者価格とは、生産者が受け取る金額から付加価値型税を差し引いた価格である。わが国のSNAにおいては、基礎資料の制約から、生産者価格表示の経済活動別産出額等の推計に当たっては、生産者価格に付加価値型税(消費税)を含めている。

一方、国内総生産は、93 SNAにおいて付加価値型税を含むものと定義されており、わが国SNAもこれに従っている。なお、本表に表章される国内総生産(合計)から「制度部門別所得支出勘定 1. 一国経済」に表章される「付加価値型税(VAT)」を差し引くことにより、付加価値型税(消費税)を含まない国内総生産を得ることができる。

これらの推計は、経済活動別に行われる。経済活動は事業所基準(以下事業所ベース)で分類され、産業、政府サービス生産者、対家計民間非営利サービス生産者に大別される。

推計は産業連関表の分類に準拠した91分類単位で行われる。ただし表章は原則として、産業10、政府3、非営利1の大分類で、製造業に関しては13中分類で行われる。

産出額は生産者価格(商品が生産者の事業所において販売される市場価格)で評価される。国民経済計算では産業連関表と同様に最終生産物だけでなく製造工程で生ずる中間生産物も原則として産出額に含めている。経済活動別の産出額は後述する付表4「経済活動別財貨・サービス産出表(V表)」の行和と一致している。

中間投入額は生産するために投入される非耐久財(原材料及び燃料等)とサービスによって構成される。投入される財は購入者価格[消費する事業所が購入する時点(運賃・マージンを含む)での市場価格]で評価される。なお、10省庁共同編集産業連関表においては宿泊・日当、交際費、福利厚生費(法定福利費を除く)の家計外消費支出は付加価値に含められるが、国民経済計算においては中間投入に含められている。経済活動別の中間投入額は付表5「経済活動別財貨・サービス投入表(U表)」の列和に一致する。

固定資本減耗は減価償却費と資本偶発損(火災、風水害等の偶発事故による価値の損失のうち通常に予測される額)とからなり、制度部門別資本調達勘定の固定資本減耗に一致する。

生産・輸入品に課される税は、①財貨・サービスの生産、販売、購入または使用に関して生産者に課せられる租税及び税外負担で、②税法上損金算入が認められて所得とはならず、③その負担が最終購入者に転嫁されるものである。なお、消費税は生産・輸入品に課される税に含まれる。また、財政収入を目的とするもので政府の事業所得に分類されない税外収入(日本中央競馬会納付金等)も生産・輸入品に課される税に含まれる。この生産・輸入品に課される税は、制度部門別所得支出勘定「一般政府」の生産・輸入品に課される税受取と一致する。生産・輸入品に課される税の経済活動別配分は、原則として直接に税を支払った経済活動に計上する。なお関税と輸入品商品税は経済活動別には配分せず輸入品に課される税・関税として一括計上する。

補助金は、①産業振興、或いは製品の市場価格を抑える等の政府の政策目的によって一般政府から産業に対して一方的に給付され、②受給者の側において収入として処理される経常的交付金である。公的企業の営業損失を補うためになされる政府からの繰り入れも補助金に含まれる。この補助金は制度部門別所得支出勘定「一般政府」の補助金支払に一致する。

雇用者報酬は国内概念である統合勘定「国内総生産と総支出勘定」の雇用者報酬と一致し、国民概念の制度部門別所得支出勘定「家計（個人企業を含む）」の雇用者報酬とは統合勘定「国民可処分所得と使用勘定」の海外からの雇用者報酬（純）だけ異なる。経済活動別雇用者報酬の推計は「毎月勤労統計調査」、「労働力調査」等を用いて産業別雇用者数に賃金を乗ずる等の方法によって求める。

輸入品に課される税・関税は関税と輸入品商品税とからなり、欄外で産出額に含め輸入品に課される税・関税調整ベースの計数に修正する。

（控除）総資本形成に係る消費税は固定資本形成と在庫増加分に係る消費税額を合算して計上している。

帰属利子は金融業の受取利子マイナス支払利子で表わされる。ここでは金融の側から見た表現で、中間投入商品の構成要素としての意味となる。国民経済計算では経済活動別に帰属利子商品の投入額を推計することが困難であるとの理由からダミー産業で一括処理することとしている。この表における「帰属利子」は投入商品というより「帰属利子ダミー産業」と読みかえた方がむしろわかりやすい。

付表 3. 経済活動別の就業者数・雇用者数、労働時間数

付表 3 は付表 2「経済活動別の国内総生産および要素所得」に関連して、経済活動別の労働力投入量を年間平均就業者数・雇用者数と雇用者の労働時間数のかたちで示したものである。ただし、計数の利用にあたっては次の諸点に留意されたい。

まず、いくつかの仕事を兼ねている者、例えば自営業主を本業としながら、副業として雇用者でもある者、あるいは 2 か所の事業所に雇用されているような者については、2 人と数えているため、「国勢調査」など、1 人を一つの就業に限って数えているような調査から得られる計数とは異なっている。

また、就業時間の短いパート・タイム労働者などについても、人数を就業時間の多少によって調整することはせず、フル・タイムの労働者と同様に数えている。

なお、労働時間に係る産業分類については「日本標準産業分類」に従っているため、SNA の経済活動別分類とは合致しない。

付表 4. 経済活動別財貨・サービス産出表（V 表）

付表 4 の「経済活動別財貨・サービス産出表（V表）」は、行に経済活動（例、農林水産業）、列に財貨・サービス（例、農林水産品）をもつマトリックスで、経済活動別に財貨・サービスの産出額構成を示す表である。このマトリックスの対角線上（例、農林水産業と農林水産品との交点）に計上される計数は、ある経済活動が主産物として産出する財貨・サービスを示し、対角線上以外に計上される計数は副次生産物（例、自動車産業が生産する航空機用エンジン）を示し、当該財貨・サービスを主産物として産出する産業（例、航空機製造産業）が他にあることを示している。産出するものとしては他に副産物（例、ガス業におけるコークス）・屑があるが、これは発生部門（行）と競合部門（列）の交点に計上している。

V表の推計は 91 経済活動別（産業 84、政府 5、非営利 2）、91 産出財貨・サービス単位で行われるが、V表の列和は財貨・サービスの産出額で、これはコモディティ・フロー法で推計される商品別産出額と一致し、生産系列と支出系列との整合性が保たれる。また行和は経済活動別産出額となり、これは付表 2 の「経済活動別の国内総生産・要素所得」の経済活動別産出額に一致する。

国民経済計算における国内総生産の実質化はダブルデフレーション法（実質総生産＝実質産出額マイナス実質投入額）によって行われるが、産出面の実質化は名目 V表を列〔財貨・サービス（商品）〕ごとに財貨・サービス（商品）産出デフレーターで除して実質 V表を作成し、この行和をとることによって経済活動別実質産出額を求める（投入面の実質化は U表の項参照）。

付表 5. 経済活動別財貨・サービス投入表（U表）

付表 5 の「経済活動別財貨・サービス投入表（U表）」は、行に投入財貨・サービス（商品）、列に経済活動をもつマトリックスで経済活動別に生産のために投入される財貨・サービスを購入者価格で表示したものである。

基準年次 U表の推計は経済活動別、投入財貨・サービス別に行われ、7 年産業連関表と基準年次 V表とから、副産物・屑の調整、分類の変更等を行いながら作成される。中間年次においては、経済活動別に各種の資料より把握した中間投入比率と当該年産出額、基準年次 U表、さらには商品投入デフレーターとから簡易的に作成される。

各資料ベースの投入計数を基準年次 U表ベース（産業連関表計数ベース）に修正を行った後、各中間投入項目を商品レベルに分割する。その方法の概略は以下のとおりである。

各中間投入項目の基準年次 U表における商品構成を各商品の中間投入デフレーターによりインフレートし、それをもとに中間投入項目を商品レベルに分割する。これを数式で示せば次のようになる。

$$b_{it} = c_t^k \times p_{it}^k a_{io}^k / \sum p_{it}^k a_{io}^k$$

b_{it} : 中間年次 (t 年) の商品 i の中間投入比率 (商品レベル)

c_t^k : 中間年次 (t 年) 修正中間投入項目 (k) 比率

a_{io}^k : 基準年次 (o 年) の中間投入項目 (k) 内の商品 i の価額

p_{it}^k : 中間年次 (t 年) の中間投入項目 (k) 内の商品 i に対応する商品レベル
中間投入デフレーター

このようにして中間年次簡易U表を作成する。

国民経済計算における国内総生産の実質化はダブルデフレーション法によって行われるが、投入面の実質化は、この簡易U表を行別に商品投入デフレーターによって除して実質化し、列和をとることによって経済活動別実質投入額を求める。

U表の列和が経済活動別の中間投入額で、付表 2 の「経済活動別の国内総生産・要素所得」の名目、実質中間投入額と一致する。

なお、このU表の行和はコモディティ・フロー法による財貨・サービス別購入者価格表示の中間消費額と（原則として）一致するはずのものであるが、推計基礎資料の相違、推計方法の違いから若干の相違がみられる。

（政府活動を表わす：付表 6～付表 11）

付表 6. 一般政府の部門別勘定

付表 6 は一般政府の内訳部門別（中央政府、地方政府、社会保障基金）の所得支出勘定及び資本調達勘定の総括表である。一般政府全体としての両勘定は、制度部門勘定として計上されているが、当勘定は、一般政府をその性格及び果たす役割などに従って、中央政府（全ての省庁、事務所などの組織で中央政府の手足となる部門で構成されているもの）、地方政府（都道府県などの地方自治体などの手足となる部門で構成されているもの）、社会保障基金（社会全体ないし社会の多くの部分を対象にしており、加入が法律によって強制され、積立方式以外の方法で運営されている、国の社会保険特別会計、共済組合など）の 3 部門に分割し、それぞれの部門の経常取引及び資本取引をみることにより、政府部門の国民経済に果たしている役割を詳細に把握するための取引表である。

推計方法の制約から、現在のところ年度計数のみが推計されている。

取引の各項目については、制度部門別所得支出勘定、資本調達勘定を参照されたい。

なお、付表 7 「一般政府の目的別支出」表において、目的分類別に政府最終消費支出、補助金、現物社会移転以外の社会給付、総固定資本形成などが、付表 8 「一般政府の目的

別最終消費支出」表において一般政府の目的分類別に政府サービスの性格及び特徴が、付表 9「一般政府から家計への移転の明細表（社会保障関係）」において、内訳制度区分別に、社会保障給付、社会扶助給付及び無基金雇用者社会給付の社会保障関係支出が、付表 10「社会保障負担の明細表」において、一般政府（社会保障基金）における社会保障負担の内訳制度区分別に雇主の現実社会負担及び雇用者の社会負担が、それぞれ明細表として表章されている。

付表 7. 一般政府の目的別支出

付表 7 は、一般政府部門の消費、投資活動などを目的別に分類（参考 2 参照）することにより、一般政府活動の性格及び特徴をみるためのものである。支出額は、一般政府部門が他の部門に対して行うものだけが計上されている。なお、資本移転には支払総額が計上され、受取は控除されていない。

なお、「社会保障給付、無基金雇用者社会給付、社会扶助給付」についての一般政府支出額は、付表 9「一般政府から家計への移転の明細表（社会保障関係）」において、社会保険特別会計、国民健康保険、各共済組合などの構成部門における支出額に細分して示されている。

付表 8. 一般政府の目的別最終消費支出

政府最終消費支出は、政府サービスの産出額（＝雇用者報酬＋中間投入＋固定資本減耗＋生産・輸入品に課せられる税）から政府の商品・非商品販売額を控除し、現物社会給付等を加えた額である。付表 8 は、政府（一般政府）活動の 10 目的別分類（参考 2 参照）ごとに政府サービスの生産コスト内訳をみることにより、国民生活との関連を明らかにし、国家の安全や秩序の維持、社会福祉の推進などの役割を担っている政府サービスの性格及び特徴をみるためのものである。

（参考 2）政府の目的別分類について

国民経済計算では、一般政府を 10 種類の目的別に分類しているが、その目的別分類の概要は次の通りである。

1. 一般公共サービス ①行政と立法機関、金融・財政問題、対外問題、②対外経済援助、③一般サービス、④基礎研究、⑤一般公共サービスに関する研究開発、⑥他

に分類されない一般公共サービス、⑦公的債務取引、⑧政府部門間の移転、に関する支出が含まれる。

2. 防衛 ①軍事防衛、②民間防衛、③対外軍事援助、④防衛に関する応用研究と実験開発に携わる政府機関の管理と運営、⑤他に分類されない防衛、に関する支出が含まれる。

3. 公共の秩序・安全 ①警察サービス、②消防サービス、③裁判所、④刑務所、⑤公的秩序と安全に関する研究開発、⑥他に分類されない公的秩序と安全、に関する支出が含まれる。

4. 経済業務 ①一般経済、通商・労働問題、②農業、林業、漁業、狩猟、③燃料及びエネルギー、④鉱業、製造業、建設業、⑤交通、⑥通信、⑦小売業などのその他の産業、⑧経済問題に関する研究開発、⑨他に分類されない経済問題、に関する支出が含まれる。

5. 環境保護 ①廃棄物の管理、②排水の管理、③汚染低減、④生物多様性と景観保全、⑤環境保護に関する研究開発、⑥他に分類されない環境保護、に関する支出が含まれる。

6. 住宅・地域アメニティー ①住宅団地の整備、②地域社会開発、③水道、④街路照明、⑤住宅・地域アメニティーに関する研究開発、⑥他に分類されない住宅・地域アメニティー、に関する支出が含まれる。

7. 保健 ①医療品、医療器具及び機器、②外来患者サービス、③病院サービス、④公衆衛生サービス、⑤保健医療に関する研究開発、⑥他に分類されない保健医療、に関する支出が含まれる。

8. 娯楽・文化・宗教 ①娯楽とスポーツサービス、②文化サービス、③放送と出版サービス、④宗教とその他地域社会サービス、⑤娯楽、文化、宗教に関する研究開発、⑥他に分類されない娯楽、文化、宗教、に関する支出が含まれる。

9. 教育 ①初等前教育と初等教育、②中等教育、③中等後非高等教育、④高等教育、⑤レベル別に定義できない教育、⑥教育への補助的サービス、⑦教育に関する研究開発、⑧他に分類されない教育、に関する支出が含まれる。

10. 社会保護 ①病気と障害、②高齢者、③遺族、④家族と子供に関する問題、⑤失業、⑥住宅、⑦他に分類されない社会的排除、⑧社会保護に関する研究開発、⑨他に分類されない社会保護、に関する支出が含まれる。

但し、上記の項目には該当する項目がないため支出額がないものも含まれる。

付表 9. 一般政府から家計への移転の明細表
(社会保障関係)

付表 9 は、社会保障基金から家計に支払われる社会保障給付（失業保険給付金、事故、傷害及び疾病に対する給付金など）、特定の基金準備金を設けず、民間基金や保険組織に加入しないで雇い主によって雇用者に直接支払われる無基金雇用者社会給付（退職金、特別弔慰金など）及び社会保障給付と無基金雇用者社会給付以外の個人及び家計に対して支払われる社会扶助給付（恩給、公務災害補償費など）などの社会保障関係支出の状況を一般政府部門を構成する各部門（社会保険特別会計、国民健康保険、共済組合など）ごとに把握することにより、国民に対する福祉（社会保障関係）の実態を詳細に描写するための明細表である。各項目の合計額は、一般政府部門の所得支出勘定における各該当項目の支出額に等しい。

付表 10. 社会保障負担の明細表

社会保障負担とは、雇用者によって負担されるか、雇主によって負担されるかにかかわらず、一般政府の一部門である社会保障基金に対して、雇用者の利益のために支出される負担金である。

付表 10 においては、社会保障基金に属する社会保険特別会計、共済組合などの構成部門ごとに雇主及び雇用者の負担額を表章している。「一般政府から家計への移転の明細表(社会保障関係)」とともに、社会保障基金を構成している各部門が、国民の福祉のためにいかなる活動をしているかを把握するための明細表である。

当表の合計値は、一般政府部門（社会保障基金）の所得支出勘定における社会保障負担受取に相当する。

付表 11. 公的支出の会計別明細表

付表 11 は、一般政府、公的企業を合わせた政府関係諸機関の支出活動を一覧表にまとめたものである。

政府関係諸機関の支出活動は主要系列表 1 においても表章されているが、本表は、政府最終消費支出、公的総固定資本形成及び公的在庫品増加について、中央（一般会計、非企業特別会計、その他及び公的企業別）、地方（普通会計、非企業特別会計及び公的企業別）及び社会保障基金にそれぞれ分類し集計したものである。なお、政府最終消費を構成する個別消費と集合消費も分類して、表章している。

本表の目的は、政府関係諸機関の国民経済に果たしている役割をより詳細に把握するとともに、財政統計（決算ベース）との対比を試みたものである。

本表に関連するものとしては、政府最終消費支出の目的別内訳が、付表 8 の「一般政府の目的別最終消費支出」に、また公的総資本形成の内訳が、付表 16 の「制度部門別の総資本形成」にそれぞれ表章されている。

なお、公的住宅の資本形成は、主要系列表 1 や付表 16 では単独で表章されているが、本表においては、建設にあたった会計別に分割して表章されている。

（民間消費活動の内訳を表わす：付表 12～付表 14）

付表 12. 家計の形態別最終消費支出の構成 及び

付表 13. 家計の目的別最終消費支出の構成

家計最終消費支出は、付表 12、13 において形態別、目的別の計数が表章されている。これらの表には、名目値系列だけではなく実質値系列、四半期系列も表章されており、国際比較に当たっても極めて有用な情報を提供している。

- i 形態別分類は、財の耐久度を基準とした性質別の分類であり、財貨である耐久財、半耐久財、非耐久財とサービスの 4 項目がある。耐久財と半耐久財はいずれも耐用年数が 1 年以上の財であるが、その区分は使用期間の長短や購入価格の大小などを基準としている。この分類は、購入に関するストック効果の分析、消費者需要の循環変動の分析などに重要な情報を与える。
- ii 目的別分類は、消費者がどのような種類の効用を求めて財貨・サービスを購入したかを基準とした分類であり、12 目的について表章される。各目的は以下のとおりである。

1. 食料・非アルコール飲料
2. アルコール飲料・たばこ
3. 被服・履物
4. 住居・電気・ガス・水道
5. 家具・家庭用機器・家事サービス
6. 保健・医療
7. 交通
8. 通信
9. 娯楽・レジャー・文化
10. 教育
11. 外食・宿泊
12. その他

この分類は、消費者の嗜好の分析ばかりでなく、政府や対家計民間非営利団体の目的別最終消費支出と接合することによって、福祉などの分析に有用である。

付表 14. 対家計民間非営利団体の目的別最終消費支出

対家計民間非営利団体は消費の主体としてのみならず生産主体として位置づけられているが、非営利団体が家計向けに提供する財貨・サービスは、必ずしもコストをカバーしない。生産に要したコストから、商品・非商品販売額を差し引いたものを非営利団体の自己消費とし、最終消費支出として計上している。生産コストは雇用者報酬、固定資本減耗、中間投入、生産・輸入品に課される税から構成される。なお、対家計民間非営利団体の最終消費支出の分類は①教育、②その他の2目的に分けられるが目的別分類と活動別分類とは一致させている。

(投資活動の内訳及び関連する計数を表わす:付表 15～付表 18)

付表 15. 形態別の総資本形成 及び

付表 16. 制度部門別の総資本形成

総資本形成の構成は主要系列表 1 においても民間・公的別に示されているが、付表 15、16 において、形態別、制度部門別の計数が表章されている。

この表で示される項目は、資本蓄積勘定のうちの資本形成勘定に相当し、内容は総固定資本形成と在庫品増加とからなる。資本形成とは生産者（産業、政府サービス生産者、対家計民間非営利サービス生産者）の商品に対する支出のうち消費にならないものをいい、中間消費と資本形成との基本的な区別は当該勘定期間内において商品が使用されつくすか、あるいは将来に便益をもたらすかによる。

総固定資本形成は、産業等の生産者が固定資産（原則として耐用年数が1年以上で単価が10万円以上のもの）となる商品増加に要した支出額から固定資産の中古品及びスクラップの純販売額を差引いた額である。

建物、建築物の仕掛工事は固定資本形成に含まれているが、船舶、重機械の仕掛工事は固定資本形成には含めず、在庫品増加に計上している。

在庫品増加は形態別（製品在庫、仕掛品在庫、原材料在庫、流通在庫）に分類され表章される。このうち、「1回だけ産出物を生産する動植物の育成期間中の成長増加分」及び「複数回産出物を生産する動植物の成長増加分で自己勘定以外で産出されるもの」（注）は93SNAにおいて新たに「仕掛品在庫」として記録されている。

（注）なお、軽種馬以外では額が非常に小さいことから推計は行われていない。

また、ここに表示される金額は在庫品評価調整後の値である。

ii 制度部門別

上記形態別分類が国連基準に沿った区分であるのに対して、制度部門別分類は旧国民所得統計との接合性を考慮して作成されたものであり、総固定資本形成と在庫品増加について各々民間企業と公的企業および一般政府の三つの分類が採用されている。

前記形態別計数はコモ法で推計されるのに対して、制度部門計数はコモ法推計値を総計として、人的推計方法等によりこれを分割している。

付表 17. 民間、公的別の固定資本減耗

固定資本減耗は構築物、設備、機械等の固定資産について、通常の摩損及び損傷、予見される滅失、通常生じる程度の事故による損害等からくる減耗分を評価した額であり、固定資産を代替するための費用として総生産の一部を構成する。

国民経済計算では、政府と対家計民間非営利団体を生産者として格付けしているため、これらの建物等についても固定資本減耗が計上されている。

付表 17 においては民間・公的別に、原則として取得時価格（簿価）に基づいて固定資本

減耗額を計上している。

なお、生産及び固定資本形成などについて、固定資本減耗を含む計数は“総”（Gross）、含まない計数は“純”（Net）ということばを用いて区別されている。

付表 18. 在庫品評価調整額

国民経済計算における在庫品増加、営業余剰・混合所得、企業所得などの概念は、企業会計での棚卸資産の純増額、営業利益、経常利益などの概念に対応しているが、前者では在庫品の価格変動に伴う利益もしくは損失を除外しているのに対して、後者では在庫品（棚卸資産）の評価方法いかんではこうした利益もしくは損失を含むことになる。

そこで、企業会計から得られたデータをもとに、国民経済計算を作成する場合、両者の評価の相違を調整する必要が生じ、その額を在庫品評価調整額と呼んでいる。すなわち、企業会計における評価額－国民経済計算における評価額＝在庫品評価調整額、という関係にある。

したがって企業の財務状況とからめて国民経済計算の結果を分析する場合は、在庫品評価調整額の大きさを考慮する必要が生じてくる。そこで付表 18 では民間法人企業、個人企業、公的企業、一般政府の別に在庫品評価調整額が示されている。

（その他の付表）

付表 19. 海外勘定

付表 19 は統合勘定における海外勘定の細目表である。国全体の対外取引が計上されており、受払いは海外からの視点で記録されている。海外勘定は経常取引、資本取引、金融取引の三つに区分して記録されており、このうち経常取引と資本取引は「国際収支統計」（財務省、日本銀行）の諸項目を国民経済計算体系の概念に組替えたものである。

経常取引は、物の売買や運輸・通信・保険などサービスの売買よりなる「財貨・サービスの輸出（入）」、労働に対して支払われる「雇用者報酬」、利子や配当金などからなる「財産所得」、対価の受領を伴わない物、サービス、現金の受払いのうち経常的なものよりなる「その他の経常移転」によって構成され、財貨・サービスの経常的な取引を示し、バランス項目として支払側に「経常対外収支」が設けられている。

資本取引は、「経常対外収支」および「資本移転等」（対価の受領を伴わない、相手国の資本形成のための無償資金援助や債権者による債務免除、固定資産の取得または処分にかかる資金の移転等）の受払いから構成され、合計として「経常対外収支・資本移転による正味資産の変動」が示されている。これは、国全体の正味資産の変動を示し、金融取引表のバランス項目である「資金過不足」とは概念上一致する。

金融取引は、ある年度中、あるいはある暦年中に生じた海外部門の国内部門に対する金融資産・負債に関する取引を記録しており、「金融資産の変動」と「金融負債の変動」が項目ごとに示されている。

なお、「金融資産の変動」と「金融負債の変動」との差額が「資金過不足」として計上されるが、これは制度部門別資本調達勘定に記録される各制度部門の資金過不足の合計額と一致する。

付表 20. 民間・公的企業の所得支出勘定

付表 20 は、制度部門別所得支出勘定の補足あるいは補助表としての意義と役割をもったものであり、非金融法人企業と金融機関とについてさらにそれぞれを民間法人企業と公的企業とに分割し、表章したものである。

ただし、表章項目は若干簡潔なものに整理されている。

付表 21. 民間・公的企業の資本調達勘定

制度部門別資本調達勘定の実物取引、金融取引を補足するものとして、「民間法人企業」、「公的企業」として、それぞれ「非金融法人企業」、「金融機関」について表章したものである。

ただし、表章項目は若干簡潔なものに整理されている。

付表 22. 金融資産・負債の変動

金融取引に関する最も詳細な基本表であり、日本銀行「資金循環勘定」の金融取引表と同等なマトリックス形式で表章されている。

制度部門別資本調達勘定における(2)金融取引、「付表 19. 海外勘定」の(3)金融取引の計数に一致する。

金融取引の計上方法は、IMF 金融統計マニュアルにならい、詳細な情報提供として金融資産・負債を両建てで表示（結合方式）することにより、部門内取引についても把握できる。

総括表は、国全体の資金循環を表わし、部門分類は次のとおりである。

1. 非金融法人企業

(1) 民間非金融法人企業
(2) 公的非金融法人企業
① 企業特別会計 ② 公団等 ③ 地方公営企業 ④ 地方公社
2. 金融機関
(1) 中央銀行
(2) 民間金融機関
① 預金取扱機関
1) 国内銀行 2) 中小企業金融機関等 3) 農林水産金融機関 4) 在日外銀 5) 合同運用信託
② 保険・年金基金を除くその他の金融仲介機関
1) 公社債投信 2) 株式投信 3) ファイナンス会社 4) 債権流動化にかかる特別目的会社・信託 5) ディーラー・ブローカー 6) 単独運用信託
③ 非仲介型金融機関
④ 保険・年金基金
1) 保険
- 生命保険 - 非生命保険 - 共済保険
2) 年金基金
- 企業年金 - その他年金
(3) 公的金融機関
① 預金取扱機関
郵便貯金
② 保険・年金基金を除くその他の金融仲介機関
1) 融資特別会計 2) 政府金融機関等
③ 保険・年金基金
1) 簡易生命保険 2) 公的保険・年金基金

3. 一般政府
(1) 中央政府(一般会計・非企業特別会計が表章)
(2) 地方政府
(3) 社会保障基金
4. 家 計
5. 対家計民間非営利団体
6. 海 外

(6) 参考表について

参考表は、前記勘定及び付表以外の表で、経済分析に重要と思われるものを抽出している。

参考表 1. 固定基準年方式による国内総支出

参考表 1 は、主要系列表 1 を従来の固定基準年方式（平成 7 年基準）で推計したものである（固定基準年方式については、用語解説の「連鎖方式と固定基準年方式」の項を参照）。

各種の付表や支出系列以外が固定基準年方式で推計されていることから、参考として掲載している。

参考表 2. 特殊分類別の国内総生産・要素所得

参考表 2 は、付表 2「経済活動別の国内総生産・要素所得」の経済活動別分類を組み替えた表である。製造業の内訳部門を、軽工業と重工業に分けるとともに、それぞれを素材型と加工型に分類している。また、第一次産業（農林水産業）、第二次産業（鉱業、製造業及び建設業）、第三次産業（第一及び第二次以外の産業）に分けて表章している。

参考表 3. 特殊分類別の就業者数・雇用者数、労働時間数

参考表 3 は、付表 3「経済活動別の就業者数・雇用者数、労働時間数」の経済活動別分類を組み替えた表である。なお、内訳分類の説明については、参考表 2「特殊分類別の国内総生産・要素所得」の説明を参照されたい。

参考表 4. 制度部門別の貯蓄投資バランス

参考表 4 は、概念的に一致する貯蓄投資差額と資金過不足（推計上使用する資料等に相違があるため、両者の計数の間には不一致がある）を一覧にした表である。各計数は、制度部門別資本調達勘定に対応している。

参考表 5. 実質国民可処分所得

参考表 5 は、基準年次の現実所得額と比較して所得の実質購買力がどれだけ増減したかを見るため、所得を価格指数でデフレートして求めた「実質所得」を表章した表である。

実質国内総所得と実質国民総所得は、参考表 1 の計数と一致している。実質国民総所得に海外からの経常移転の受払を加えることで、実質国民総可処分所得を算出している。

参考表 6. 連鎖指数

93SNA では、価格及び量の測度を算出するための指数として、連鎖指数の導入を提唱しており、我が国の国民経済計算では、国民総支出系列において連鎖方式が採用されている。

一方、国内総生産系列については、デフレーターとして固定基準年方式による指数が採用されていることから、参考表 6 では、生産系列について、参考として連鎖型デフレーターの一の暦年値を表章している（連鎖方式及び固定基準年方式については、用語解説の「連鎖方式と固定基準年方式」の項を参照）。

第 2 章 国民経済計算ストック編

(1) 統合勘定について

ストックの統合勘定は、国民経済全体を表わす勘定であり、「期首貸借対照表勘定」に、期中の資本取引を表わす「資本調達勘定」及び価格変化による再評価等を表わす「調整勘定」を加えると「期末貸借対照表勘定」に一致する。

1) 期末（期首）貸借対照表勘定

国民経済全体の資産・負債及び国富の構成を概括的に示しており、表章項目は次のとおりである。

1. 非金融資産
(1) 生産資産
① 在庫
② 有形固定資産

③無形固定資産
(2)有形非生産資産
2. 金融資産
期末資産
3. 負債
4. 正味資産(国富)
期末負債・正味資産

「期末資産」から「負債」を差し引くと「正味資産（国富）」に一致し、非金融資産と「付表 5. 対外資産・負債残高」の対外純資産との合計及び各制度部門の正味資産の合計と一致する。

生産資産は、資本調達勘定の総固定資本形成に含まれる項目で、在庫と純固定資産を対象とする。また、家計の耐久消費財及び防衛目的に使用されている耐久財は、総資本形成に含まれないため、フローとストックの整合性の見地から、耐久消費財及び防衛目的の耐久財のストックは貸借対照表勘定から除外しているが、耐久消費財のストックは家計の行動分析にとって重要であり、「参考表 2. 家計の主要耐久消費財残高」として表章している。

有形非生産資産は、土地、地下資源及び漁場を対象とするが、天然資源となる河川、湖沼、海浜地などは取引されることもなく、評価の困難性もあり推計対象とはせず貸借対照表勘定にも含まれていない。また、無形非生産資産は、特許権、商標権、著作権、実用新案件、意匠権を推計対象としているが、これら資産は資料の制約もあるため、参考として計上している。

金融資産・負債残高は、現金・預金、貸出・借入、株式、株式以外の証券等を対象として、各制度部門との関連を明らかにするため、制度部門間の取引を相殺しない結合方式によって計上しており、制度部門別勘定の合計が統合勘定と一致し、制度部門別勘定の「金融資産・負債残高の差額」の合計が、対外純資産に一致する。

非金融資産、金融資産・負債残高の詳細な項目は、「付表 1. 国民資産・負債残高」に表章され、金融資産・負債残高の最も詳細な項目（内訳項目）については、「付表 6. 金融資産・負債の残高」として表章している。

なお、企業会計で用いられる「のれん」は、国民貸借対照表の資産に該当せず、引当金については、負債には該当しない。

歴史的記念物については、重要文化財等に指定された指定文化財のうち、建造物、史跡（貝塚を除く）について、政府及び地方公共団体の買上げ分についてのみ集計し、参考として計上している。

2) 資本調達勘定

期中の資本取引を表わす勘定で、計数は制度部門別資本調達勘定から導かれる。ただし、貸借対照表勘定では、財産価値を把握するため純額を必要とするので、純固定資本の形式（総固定資本形成－固定資本減耗）をとり、期末貸借対照表勘定の正味資産に対応する項目として貯蓄及び海外からの資本移転等（純）を採用している。

3) 調整勘定

資本調達勘定では説明できない期首と期末の貸借対照表勘定の変動要因を明らかにするもので、価格変化による再評価、制度的構成、分類の変化による調整及び統計上の不突合等の項目が含まれ、「その他の資産量変動勘定」、「再評価勘定（名目保有利得及び損失勘定）」、「その他」の3分類として表章している。

このうち、再評価勘定は、「中立保有利得または損失勘定」と「実質保有利得または損失勘定」に分類され、中立保有利得または損失勘定は、資産価格の再評価分としての物価変動に伴う資産価値の変化のうち、一般的な物価水準（GDE デフレーターを用いた）の変動に伴う資産価格の変化分を記録し、実質保有利得または損失勘定は、資産価格の再評価分としての物価変動に伴う資産価値の変化のうち、一般物価水準に対する相対的な当該資産の価格変化分を記録している。

また、その他は、国連の 93SNA 勧告にない我が国固有の項目で、具体的には、固定資本減耗の推計におけるフロー（簿価ベース）とストック（再調達価格ベース）の評価方法の差異による固定資本減耗額の差額を記録している。

金融資産・負債は、原則として期首・期末の残高差額をとって期中取引額としているが、株式、証券等の価格変化分（為替レート変化分も含む）は「再評価勘定」、不良債権の抹消、基礎統計の不接合による断層は、「その他資産量変動勘定」に計上される。

(2) 制度部門別勘定について

フロー編における制度部門別資本調達勘定と同様に、非金融法人企業、金融機関、一般政府、家計（個人企業を含む）、及び対家計民間非営利団体の五つの制度部門について作成され、非金融法人企業及び金融機関については公的部門と民間部門に分割している。

統合勘定と同様、期首貸借対照表勘定に資本調達勘定及び調整勘定を加えると期末貸借対照表勘定に一致し、資本調達勘定は省略されているが、資産及び負債項目については、統合勘定より詳細に分類している。

なお、参考として、一般政府に歴史的記念物、非金融法人企業及び一般政府に無形非生産資産を計上している。

(3) 付表について

統合勘定及び制度部門別勘定を補足し、詳細な情報を提供する。

付表 1. 国民資産・負債残高

国民経済全体の資産・負債残高について、統合勘定の資産項目分類を表章しており、前年の「期末残高」に、当年の期中の資本取引を表わす「資本取引」及び価格変化による再評価等を表わす「調整額」を加えると「期末残高」に一致する。

非金融資産の内訳では、生産資産は財別に、在庫、有形固定資産、無形固定資産の3分類として、在庫は形態別に4分類、有形固定資産は財別に6分類、無形固定資産は受注型コンピュータソフト等を表章している。

また、有形非生産資産は、土地、地下資源、漁場の3分類として、土地については用途別に、宅地、耕地、その他の土地として計上している。

なお、本表は詳細な資産・負債の項目ごとに、期中の資本取引と調整項目によって期首と期末の残高差額を接合しており、フローとストックの関連を厳密にとらえている。

付表 2. 国民資産・負債残高に関する調整勘定

付表 1 で表章した調整額、統合勘定における調整勘定の資産項目分類について、「その他の資産量変動勘定」、「再評価勘定（名目保有利得及び損失勘定）」、「その他」の3分類とし、再評価勘定を「中立保有利得または損失勘定」と「実質保有利得または損失勘定」に分割して表章している。

付表 3. 民間・公的別の資産・負債残高

付表 1 「国民資産・負債残高」の年末残高を民間部門と公的部門に分類し、国全体の非金融資産、金融資産・負債を項目ごとに民間部門と公的部門に分類して表章し、統合勘定の期末貸借対照表勘定の内訳表となっている。

民間部門とは、民間非金融法人企業、民間金融機関、対家計民間非営利団体及び家計であり、それ以外が公的部門である。

付表 4. 一般政府の部門別資産・負債残高

一般政府の部門別の資産・負債残高を表章し、金融資産・負債残高については、「付表 6. 金融資産・負債の残高（5）一般政府の内訳」に資産・負債項目及び内訳部門が表章されている。

付表 5. 対外資産・負債残高

日本銀行「資金循環勘定」に基づいて作成され、各暦年末における国内部門を主体とした我が国居住者の海外に対する金融資産・負債の残高を暦年ベースで表章している。

なお、年度ベースは、「付表 6. 金融資産・負債の残高」で海外部門を主体として表章しているため、本表の資産側の値が付表 6 では負債に計上されるなど、資産と負債の値が各々の表で逆転している。

なお、フロー編「付表 19. 海外勘定」の（3）金融取引に対応している。

付表 6. 金融資産・負債の残高

金融資産・負債残高に関する最も詳細な、日本銀行「資金循環勘定」の金融資産負債残高表と同様のマトリックス形式で表章している。

国民貸借対照表は暦年末表示をとっているため、制度部門別勘定における金融資産・負債残高は、直接推計が可能な項目を除き、本表の年度末計数を利用して、暦年末計数に転換している。

なお、内訳部門の説明については、フロー編「付表 22. 金融資産・負債の変動」を参照。

(4) 参考表について

前記勘定及び付表以外の表で、経済分析に重要と思われるものを表章している。

1) 純固定資産の構成

非金融資産の生産資産のうち、有形固定資産（資産項目別：住宅等 6 分類）、無形固定資産及び制度部門別に、各年末残高の実質（平成 7 暦年末価格評価）、デフレーターを表章し、名目額については、本表の制度部門の計数が制度部門別勘定の各部門の計数に対応し、資産項目別の計数は、「付表 1. 国民資産・負債残高」の各資産項目別の計数に対応している。

2) 家計の主要耐久消費財残高

家計の所有する主要な耐久消費財について、各年末の保有状況を名目と実質（平成 7 暦年末価格評価）に分類して表章し、耐久消費財を国際基準に基づき、「①家具・敷物②家庭用器具（電気冷蔵庫等）③個人輸送機器（自動車等）④情報・通信機器⑤その他」の 5 分

類としている。

期末残高は、前年末残高に各年の「最終消費支出額」及び「調整額」を加えることにより算出される。なお、実質表は、期末残高の系列のみが表章されている。

3) 土地の資産額の都道府県別内訳（民有地）

民有地とは、家計（個人企業を含む）及び民間法人企業（金融機関を含む）の所有する土地で、土地資産額を都道府県別に、家計と法人企業別に、地目別（宅地、耕地、その他（含む林地））に表章し、土地資産額の合計は、「付表 3. 民間・公的別の資産・負債残高」の民間部門の土地資産額から対家計民間非営利団体の土地資産額を差引いた額に一致する。

（注） 国民経済計算の推計過程においては、商品分類、経済活動分類等かなり詳細な分類（それぞれ 2,187 商品分類、84 経済活動分類）を用いて推計を行っているが、公表計数は原則として本報告に記載されている分類段階のものに限定されている。